

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 作業種別
基本測量
- 二 作業期間
平成二十七年四月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで
- 三 作業地域
鴻巣市、行田市、加須市、久喜市、北本市、熊谷市、吉見町、川島町